特定被保険者制度とは

介護納付金は40歳以上65歳未満の被扶養者の分も納めなければならないため、公平に介護保険料をご負担いただくよう に**特定被保険者**から被扶養者分の介護保険料を徴収することになりました。

特定被保険者とは

健康保険法附則第7条に規定される、「介護保険第2号被保険者である被扶養者を有す る介護保険第2号被保険者以外の被保険者」のことです。

ご自身は

①40歳未満の被保険者



②海外駐在などで適用 除外される被保険者



③65歳以上の被保険者



ত





40歳以上65歳未満の被保険者



- ・40歳未満の保険者
- ・海外駐在する被保険者
- 65歳以上の被保険者

国内に40歳以上65歳未満の被扶養家族がいる











